枚方市立長尾西中学校

危機管理マニュアル

校　内　防　災　計　画

［目　的］

①校内の防災(震災・家裁)に常に心がけ、その徹底を期す。

②火災等の災害発生に対しては、被害を最小限にとどめ、生徒・職員の安全を確保する。

［機　構］

①防災と防災管理について防災対策委員会を設ける。

②委員長は校長があたり、委員は教頭および首席、生徒指導主事とする。

③委員会の任務は次の通りとする。

・災害等発生時の全体指揮

・防災計画の立案ならびに実施についての審議

・防災施設の維持管理

・防災に関する調査研究

・防災思想の普及、徹底

長尾西中学校　火災対応　フローチャート

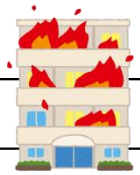

教師の動き

火災現場の発見

火災報知機の探知

非常ベルを押す ・ 非常ベルが鳴る

情報収集
学校全体の動きに関する**判断・指揮は防災対策委員（校長・教頭・首席・生徒指導主事）**が行う。
① 職員室から非常ベルが鳴った位置・確認中の旨を放送
② 職員の役割分担を決定
・職員室から現場に行く2～3名を決定（携帯を持って行く。誰が行ったか把握）
・生徒の安全確認
授業時間 ― 授業担当の教師は教室待機、支援担は支援学級へ
休み時間・放課後 ― 担任は自教室へ、支援担は支援学級

火災現場
①職員室への連絡
（場所・状況・負傷者）
②消火作業開始
※通話状態にしておき、
状況報告を続ける。

教室・特別教室など
・生徒の安全確保
生徒を落ち着かせ、指示が通るようにしておく。

負傷者あり

火災の認知

職員室への連絡
（電話対応の者は内容を大きな声で復唱）

職員室（全体指揮・組織的情報伝達）
以下、学校全体の動きに関する判断・指揮は校長・教頭・首席・生徒指導主事が行う。
・避難経路の判断・決定
・消防への通報（教頭・事務）
・教育委員会への緊急連絡（教頭・事務）
・近隣への連絡（教頭・事務）
・各学年のフロア巡回（各学年教師1名）
・靴箱・中庭巡回（各学年教師1名）
・グランド巡回（各学年教師1名）

負傷者

救命活動（負傷者の対応）
・応急手当
・119番通報

避難経路の放送・指示・誘導

消火作業の完了

生徒の動き

授業時間 ― **教室待機**
休み時間・放課後
・廊下などに居る場合は
近くの教室へ
・管理棟の場合は
図書室か会議室へ
・グランドの場合は
バレーコートへ
・中庭の場合は
バレーコートへ
・体育館の場合は
体育館中央へ

※火災が明らかに確認できる場合は近づかない。
※クラブ時は点呼などの初期対応は顧問が行う。

教師の指示・放送に従う

負傷者

グランドなど、指示場所への避難
※全校集会と同じ隊形で整列する（出席番号順1列）
※点呼は 担任 → 学年主任 → 生徒指導主事 → 管理職 の順で確認を行う

長尾西中学校　地震対応（震度5弱以上を想定）　フローチャート

教師の動き	生徒の動き

↓　↓

緊急地震速報発令

↓　↓

緊急放送・避難行動指示

↓ 地震発生

避難行動（身を守る行動をとる－「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」）

↓ 地震が止まる

安全確認・情報収集・組織的情報伝達

学校全体の動きに関する**判断・指揮は防災対策委員（校長・教頭・首席・生徒指導主事）**が行う。

①職員の役割分担を決定

・生徒の安全確認

授業時間 － 授業担当の教師は教室待機、支援担は支援学級へ

休み時間・放課後 － 担任は自教室へ、支援担は支援学級

②校舎内の安全点検、避難誘導

・避難経路の判断・決定

・各学年のフロア巡回（各学年教師1名）

・靴箱・中庭巡回（各学年教師1名）

・グランド巡回（各学年教師1名）

↓　↓

職員室への連絡

（電話対応の者は内容を大きな声で復唱）

↓

教室・特別教室など

・生徒の安全確保

生徒を落ち着かせ、指示が通るようにしておく。

↓

避難経路の放送・指示・誘導

↓

授業時間 － **教室待機**

休み時間・放課後

・廊下などに居る場合は

近くの教室へ

・管理棟の場合は

図書室か会議室へ

・グランドの場合は

グランド中央へ

・中庭の場合は

グランド中央へ

・体育館の場合は

体育館中央へ

※いずれの場所でも頭部を守り、**「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」**を意識した行動をとる。

※クラブ時は点呼などの初期対応は顧問が行う。

↓

救命活動（負傷者の対応）

・応急手当

・119番通報

↓

教師の指示・放送に従う

↓

グランドなど、指示場所への避難

※全校集会と同じ隊形で整列する（出席番号順1列）

※点呼は　担任 → 学年主任 → 生徒指導主事 → 管理職　の順で確認を行う

↓

保護者への引渡し－ ①ミルメール、HPでの発信 ②電話での連絡 ③集団下校（教職員の付き添い）

↓

事後対応－ ・心のケア　・教育再開準備　・保護者などへの説明

長尾西中学校　不審者対応　フローチャート

教師の動き　／　**生徒の動き**

関係者以外の立ち入り

↓

正当な理由 ―あり→ 校長室へ

↓なし

退去を求める ―退去→ 再度の侵入に備えて巡回

↓不退去

危害可能性 ―なし→ 再度退去求める ―退去→ 再度の侵入に備えて巡回

↓不退去　　↓不退去

非常ベルを押す ・ 非常ベルが鳴る

↓

情報収集
学校全体の動きに関する**判断・指揮は防災対策委員（校長・教頭・首席・生徒指導主事）**が行う。
① 職員室から非常ベルが鳴った位置・確認中の旨を放送
② 職員の役割分担を決定
・職員室から現場に行く2～3名を決定（携帯を持って行く。誰が行ったか把握）
・生徒の安全確認
授業時間 ― 授業担当の教師は教室待機、支援担は支援学級へ
休み時間・放課後 ― 担任は自教室へ、支援担は支援学級

↓

現場（危機通報、救助要請）
・防御、移動阻止、退去説得
・携帯で職員室へ連絡
（場所・人数・凶器の有無
・負傷者の有無）
・電話連絡を続ける
（通話状態にしておく）
・避難指示
・生徒の掌握・避難指示
・警察への通報

↓ 不審者の認知

職員室への連絡
（電話対応の者は内容を大きな声で復唱）

↓

職員室（全体指揮・組織的情報伝達）
以下、学校全体の動きに関する判断・指揮は校長・教頭・首席・生徒指導主事が行う。
・避難経路の判断・決定
・警察への通報（教頭・事務）
・教育委員会への緊急連絡（教頭・事務）
・近隣への連絡（教頭・事務）
・各学年のフロア巡回（各学年教師1名）
・靴箱・中庭巡回（各学年教師1名）
・グランド巡回（各学年教師1名）

↓

避難経路の放送・指示・誘導

教室・特別教室など
・生徒の安全確保
生徒を落ち着かせ、指示が通るようにしておく。

授業時間 ―**教室待機**
休み時間・放課後
・廊下などに居る場合は
近くの教室へ
・管理棟の場合は
図書室か会議室へ
・グランドの場合は
バレーコートへ
・中庭の場合は
バレーコートへ
・体育館の場合は
体育館中央へ

※不審者が明らかに確認できる場合は近づかない。
※クラブ時は点呼などの　初期対応は顧問が行う。

↓

教師の指示・放送に従う

↓負傷者

救命活動（負傷者の対応）
・応急手当
・119番通報

負傷者

①不審者のとりおさえ、動きを封じる
②警察への引渡し

↓

グランドなど、指示場所への避難
※全校集会と同じ隊形で整列する（出席番号順1列）
※点呼は 担任 → 学年主任 → 生徒指導主事 → 管理職 の順で確認を行う

↓

事後対応― ・心のケア　・教育再開準備　・保護者などへの説明　場合よっては地震等と同様の下校措置

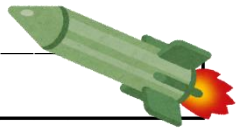

長尾西中学校　ミサイル対応　フローチャート

教師の動き　｜　**生徒の動き**

↓

Ｊ ア ラ ー ト

↓

緊 急 放 送 ・ 避 難 行 動 指 示

↓

避 難 行 動 （身を守る行動をとる）

↓

安全確認・情報収集・組織的情報伝達
学校全体の動きに関する**判断・指揮は防災対策委員（校長・教頭・首席・生徒指導主事）**が行う。
①職員の役割分担を決定
・生徒の安全確認
授業時間 ― 授業担当の教師は教室待機、支援担は支援学級へ
休み時間・放課後 ― 担任は自教室へ、支援担は支援学級
②校舎内の安全点検、避難誘導
・避難などの判断・決定
・各学年のフロア巡回（各学年教師1名）
・靴箱・中庭巡回（各学年教師1名）
・グランド巡回（教師1名）

↓

職員室への連絡
（電話対応の者は内容を大きな声で復唱）

↓

情報収集・安全確認

↓

情報発信

↓

教室・特別教室など
・生徒の安全確保
生徒を落ち着かせ、指示が通るようにしておく。
※近くに着弾した場合、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

↓

救命活動（負傷者の対応）
・応急手当
・119番通報

↓

授業時間 ― **教室待機**
休み時間・放課後
・廊下などに居る場合は
近くの教室へ
・管理棟の場合は
図書室か会議室へ
・グランドの場合は
バレーコートへ
・中庭の場合は
バレーコートへ
・体育館の場合は
体育館中央へ
↓
屋内：窓から離れる
屋外：物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る

↓

教師の指示・放送に従う

↓

教室待機ー身を守る行動をつづける

↓

保護者への引渡しー ①ミルメール、HPでの発信 ②電話での連絡 ③集団下校（教職員の付き添い）

↓

事後対応ー ・心のケア ・教育再開準備 ・保護者などへの説明

医療機関搬送マニュアル

≪判断≫　負傷生徒発生；状態を見て、タクシー搬送できる状態であれば下記の≪手順≫を参考に、搬送してください。

骨折で移動が困難
頭部外傷で動かせない
意識異常（熱中症等）
大量出血　など

→ **救急車要請！　119です。**

≪手順≫

① 保護者連絡し、かかりつけ医の有無を確認する。
診察時間を確認する。

かかりつけ医があった場合 → ②

・かかりつけ医がなかった場合
・かかりつけ医が診察時間外だった場合 → ②

② かかりつけ医に連絡

救急受け入れ病院に連絡
・新世病院　・中村病院
・枚方公済病院
・高井病院
・佐藤病院
・市立ひらかた病院

（必ず！！受け入れ可能か、病院に電話確認すること！）

③ 病院に受け入れ確認取れ次第、再度、保護者連絡する。
可能であれば、保護者に病院まで来ていただくようお願いする。

保護者が病院まで来られる場合
・保険証と一旦の診療代を持ってきていただくように連絡する。

来られない場合
・後日支払いの手続きを取って診察していただくことを連絡する。

④ 病院搬送する。

プールの管理及び使用に関する規則

第１条(目的)　この規則は、枚方市立長尾西中学校プール(以下「プール」という。)の管理及び使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第２条(使用期間等)

１　プールの使用期間は、水泳部・体育科で判断するが、おおむね毎年４月末に開始し、９月末に閉鎖するものとする。

２　プールの使用時間は、原則として午前８時３０分から午後５時００分までとする。

第３条(維持管理)　校長は、プールを円滑に運営させるため、濾過器の定期的な点検をし、水質管理に努めるなど、適正な維持管理に努めなければならない。

第４条(換水)　プールの換水は、事前に枚方市教育委員会（以下「委員会」という）に指示された日とする。臨時で給水をしなければならないときは、委員会の承認を得るものとする。排水（水の無い期間）については、枚方消防署に届けるものとする。

第５条(常備品)　プールには、管理日誌を置き、必要事項を毎日記入しなければならない。

第６条(使用者)　プールを使用できる者は、次のものとする。

（１）　枚方市立長尾西中学校生徒と中体連等の大会、記録会に参加する生徒並びに指導監督者

（２）　委員会主催による研修会等の参加者及び指導者

（３）　枚方市教育委員会所管に係る財産および公の施設使用規則に基づく、市内の社会教育関係団体で、校長の承諾を得て、委員会が許可したもの

第７条(使用責任者)　プールの使用責任者は、前条各号に規定する者のうち、指導又は監督的立場にあるものとする。

第８条(プールの使用)

１　プールの使用に際しては、校長の指示に従わなければならない。

２　使用責任者は、プールの使用が終わったときは、管理日誌に必要事項を記載し、その使用状況を校長に報告しなければならない。

プール使用に関する規則について（使用管理マニュアル）

１、生徒の安全管理について

生徒の健康状態を常に把握すること・・水泳は、水という環境の中で全身を使い、水温、気温の影響を受けながら展開される運動であるので、生徒の健康状態によっては事故につながりやすいことに留意すること。

指導監督者・・・　①生徒の健康状態等を水泳の授業を実施するにあたり、養護教諭、担任から情報の収集に努める。

②使用中に体調の不良を訴えた生徒がいた場合は、養護教諭に伝えるとともに担任にも伝え、様子を見る。

養護教諭、担任　・①プールの使用にあたり配慮を要する生徒の状況等を指導監督者に連絡しておく。

②指導監督者から体調不良を訴えた生徒の連絡を受けた場合は、経過観察をするとともに、保護者に連絡を取り適切に対処する。

２．　施設・設備について

排水溝・・・・・①プールの使用前には、排水溝のふたがねじ等でしっかり固定されていることを目視だけでなく触診して確認する.

②排水溝の吸い込み防止金具がしっかり設置されていることを確認する。

③①と②に異常がある場合は、プールの使用を中止し補修に努める。

プールサイド・・①使用開始前には、周辺の整理整頓をする。

②補修の必要な箇所を発見した場合は、早急の修理に努める。生徒や他の教員に注意喚起する。

浄化装置・・・・①プールの使用前には、適切に動いていることを確認する。

②プールに関わるすべての教員に適切な操作が出来るよう努める。

水質管理・・・・①常に水質（水温・塩素濃度・濁度・浮遊物）に注意をし、管理日誌に記をする。

３．　水泳指導について

①水温と気温・・・プールの使用にあたり、水温・気温・日照に注意を払い、生徒の健康状態を把握しながら行うこと。

②準備体操・・・・プールの使用する生徒には、十分な準備体操、シャワー等での体の清潔を保たせる。

③人員点呼・・・・人員点呼は生徒の安全を確認する上での基本と考え、プールの使用前と終了後は必ず行うこと

④入水時間と休憩・生徒の健康状態と水温・気温とを考慮し、入水時間と休憩時間を適切に取ること。

⑤監視・・・・・・プールの使用中は、常に監視をし、異常があれば直ちに全員を水から上げ、適切に対処するとともに、応援を求める。

４．　救助方法と応急手当

①プール使用に関わる教員だけでなく教員は救命講習の受講に努める。

②プールの使用に関わる教員は、ＡＥＤの設置場所（管理棟２階職員室前）と使用方法を知り、緊急時に使えるように努める。

５．　緊急時の対応について

①応急手当を行いながら、職員室に連絡する。

②校長（教頭）が１１９通報を行う。

③保護者など関係箇所に連絡する。
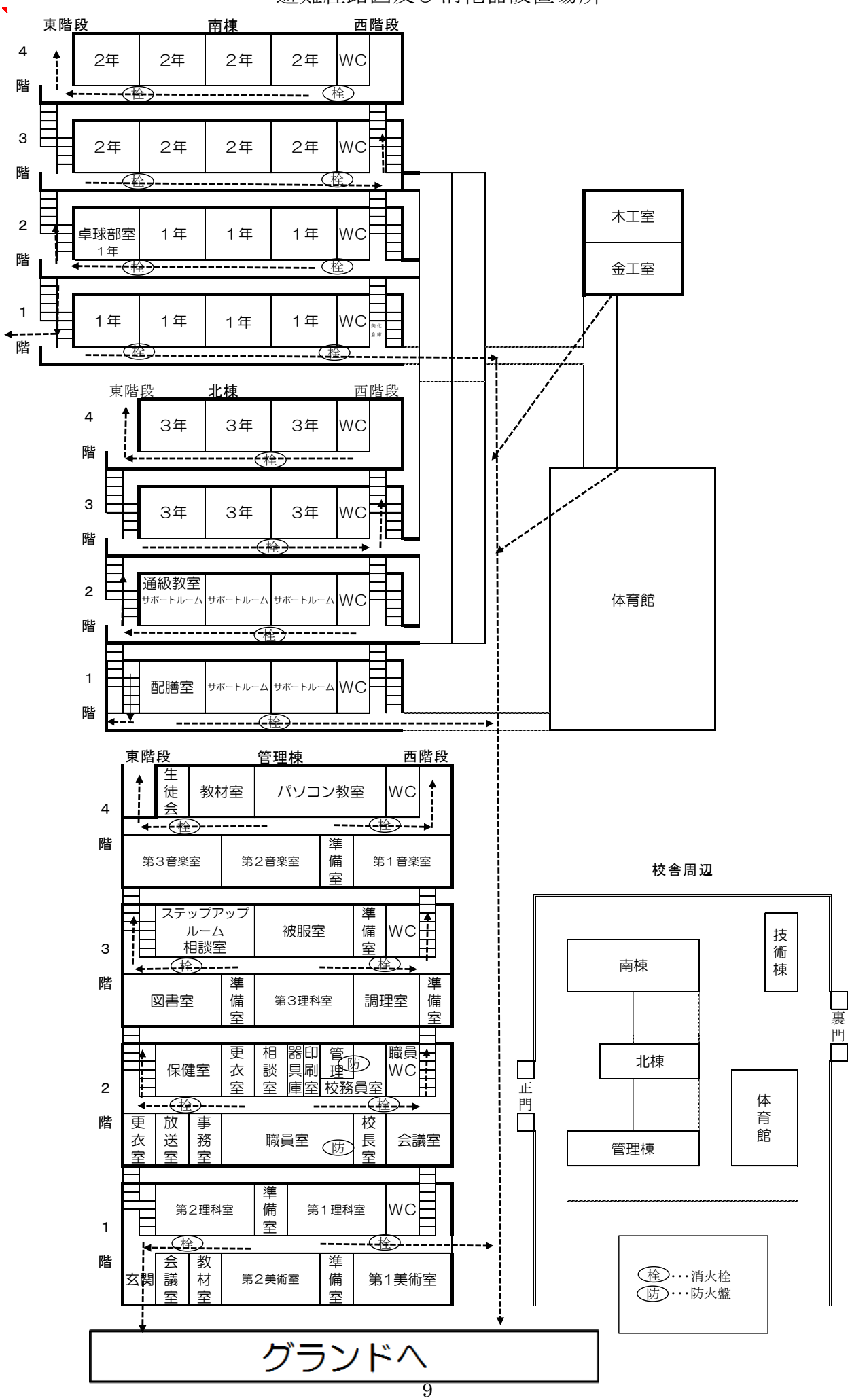
避難経路図及び消化器設置場所